

令和3年 第4回東栄町議会一般質問

2021年12月8日 森田昭夫 議員（情報公開請求部分）

名古屋市民オンブズマンによる、半自動文字起こしアプリによる文字起こし
<http://www.town.toei.aichi.jp/item/4937.htm#ContentPane>

森田昭夫議員： それでは私の方からは「問」答方式で一般質問をさせていただきたい
と思います。

東栄町の皆さんは、東栄町という町にどのようなイメージを持たれているのでしょうか。
また、町民の方々から付託を受けている我々、町長も含めて、一町民としても、どのような
町になってほしい、どのような町を作っていきたいとお考えでしょうか。

私はあそこに掲げられています、先人たちが守り育ててきました東栄町民憲章を、一条、一
条に共感を覚えています。

我が町は、春は目に染み入るような新緑が眩しく、秋は色とりどりの紅葉が非常に美しく、
住んでいる町民は彩どられる四季を愛で、短い酷暑や極寒とも共生をしている概ね温暖な
中山間地域です。

太陽の光に反射して山は紫色に、澄んだ水ははっきりみえる山紫水明にも似た河川の水、清
浄な空気を求めて来町、移住の方々も見える自然豊かな町です。

また中山間地だけではなく、大都市以外の日本全国で悩み課題とされている少子高齢化、人
口減という過疎化にも関わらず、困っている人をお互いに助け合う人情に厚い人柄の町を感
じていただいている。これもまた移住者にも東栄町の自然と共に移住理由とされているところ
です。

私はこれを守っていきたい。守らなくてはならないと考えています。

選挙という民主主義の争いも愛知の屋根と言われる税収の少ない奥三河であってみれば、お
しろ4年に一度の恒例行事ともいえる争いです。

選挙はまち作りの王道で、そうした争いも互いに顔の見える町民同士の信頼と、知人友人の
多い仲の良い町民の町であったが由と思います。

しかし昨今あちこちで「またやっとなる」「なんでこんなことばかり新聞にのるだどん」等
の声が聞こえてきます。

新聞記事も都市や世界や都市部の話題である間は、「ほう、そうか」「へーなるほど」と政
治社会の問題を教えてくれる、必読の情報源です。

しかし記事内容が、自らの町のテーマになるようになると「何か違っちゃおらんかん」「よ
りそうといいながら取材先とか発言が一方向的に偏っておらんかん」という声が聞こえてくる
のは私だけではないと思います。

近隣の町村の知人に会いますと「東栄町は元気だの」とか「賑やかなやの」「権利ばかり
主張する人ばかりおるだのん」等と揶揄されることは度々です。

このようなことは随分前から続いているのではないかと思います。

緑風園の建設、林道や町道の開設、温泉の建設等々、歴代の町長が頭を悩ましてきたたくさんの方の揉め事を繰り返してきた某議員の存在も忘れてはなりません。

これらの経緯は、チラシで町内に配布されていたので、記憶されている方も多いのではないかと思います。

これらのチラシは町長室の書庫にまとめられ、スクラップされ保存されていました。

しかし残念なことに、それらは全て焼却処分されたと聞き及んでいます。

いまでは記録はなくなり記憶しかありませんが、人柄、人情の町民の町ならではの許すのではないが、追及、訴訟まではしない、が、町民の選択とされてきたようです。

これまでの事案は、私の記憶に間違いがなければ、とあえて申し上げますが、そうした事情とは、最近違った憂き目に町政が巻き込まれ、役場職員は通常業務に多くの時間を割かなくてはならなくなっていると感じています。

以前からも続いていましたが、最近はさらにそういったことが頻繁に起きているのではないかと感じます。

チラシのみならず、SNS を利用した町政を批判的に否定的に、批判する書き込みも散見します。

SNS の効果のせいか、他市町村の閲覧や書き込みも多いように思えます。その結果先ほどの近隣町村の方々の揶揄に繋がっていると思われる。

そこでお伺いします。

この5年間で、情報公開請求や監査請求、訴訟など町政に対する請求などの事案の種類と件数は、年ごとに何件あり、何人が当事者か。また同様の要求は、隣接する設楽町、豊根村では何件あるかお伺いをします。

総務課長： それじゃ回答させていただきます。まず情報公開請求につきましては件数ですが、平成29年度は3件。平成30年度は2件。平成31年度と令和元年度の計で21件。令和2年度が30件、令和3年度12月3日現在ですが18件。合計が74件の請求がございました。

このほか監査請求ですが、これが3件、訴訟につきましては1件でございます。

次に隣接の町村こちら行政係で確認させていただきましたが、情報公開につきましては設楽町は5年間で18件。豊根村につきましては5年間で3件でございます。監査請求、訴訟はないということの確認が取れています。

以上です。

森田昭夫議員： ありがとうございます。

私が想像していたより遥かに多くの事案が東栄町では発生しており、隣接しておる設楽町や豊根村は遥かに少ないことがわかりました。

全国の山間僻地にある同じくらいの規模の自治体は、設楽町や豊根町と同様だと思いますが、ここ東栄町は異常な状態ではないかと思えます。

情報公開だけでも74件、監査請求は3件、訴訟まであります。

設楽町は5年間で18件。豊根村は5年間で3件であるということですが、東栄町はこれを3年間だけでも、60件を超える請求があり、このことに対応する専門職もない小規模自治体の職員の方々は本当に大変な目に合っていると思えます。

請求者の人数、回数は答えることができないということで、非常に残念ですが、これはごく少数の人たちが行っているのではないかと予測します。

これは自分たちの思うがままに町政を動かしたいと思う、反体制の少人数の人たちが、ものたちが町民の方々を先導し町政の混乱を招こうとしているのではないかと思えますが、町長におうかがいします。

町長はどのように感じていらっしゃるでしょうか。

町長： 今回答えていただいた通りでありまして、この3年間で今、お答えをした件数でございます。

この情報公開等につきましての権利を行使することは、なんていいますかね、批判するといえますかそういう状況ではございませんが、今お話がございましたように小規模自治体が行政的事務の停滞の原因になることも当然だと思えますし、それに関わる職員等の心労も当然そうだというふうに思っております。

しかしながら先ほどの権利という状況がありますので、これを直ちにどうこうということは申しませんが、ある自治体においては、これ横須賀市だったと思えますが、条例にですね、情報公開の目的のため以外には公表しないというような条文を入れたところもありますし、ここは大きな市であります。小さな自治体の状況も確かにいろんなところで、この問題があるということは聞いておりますが、できれば今言ったような状況にならないように、我々もしっかり情報開示をしていかなきゃいけないですが、その辺のところを考えますと、数としては本当に異常な数かなというふうには考えております。

まだまだそういう状況の中でこの権利を行使しておるところも、まだ件数が実際あるわけがありますのでその辺のことも含めてしっかり対応していきたいと思えますので、よろしく願いいたします。

森田昭夫議員： ありがとうございます。

確かに権利は権利ではありますが、権利を振り回す、これ異常な状況であるのではないかなとこんなふうに思います。

非常に公表公開をするのは難しいと難しいという状況もおありでしょうけども、請求者の氏名や回数は、こういった小さな町です。町民にとって誰がどのような請求を行っておるか。どれだけ職員は苦勞しているか。

どのような状況かは逆に町民も知る権利があるはずですよ。

ですから、執行部でしっかりと協議して、条例の中には町長が必要と認めれば公表できるとも書かれていますので、ぜひ公表ができるように、前向きにご検討をいただきたいと存じます。

役場職員の執務時間や時間外の経費といういわゆる公的資源の費消を伴う事案であってみれば、情報公開の内容そのものにある個人情報の開示制限をすべきと考えますが、その請求者や請求タイトルぐらいは、当該する事務関係経費等は公金でありますので、住民サービスにかける時間にも影響しますので、公開されてしかるべきと考えます。

異常に多い情報公開請求があるようですが、このような事案に関わった職員の延べ人数と業務時間はどれだけだったのかお伺いをします。

総務課長： 回答させていただきますが、情報公開請求に関わった職員数ですが、ちょっと回答が難しいところがございます。実人数で17名程度と思われれます。

このほか公開請求に係る業務の内容は請求内容の確認ですとか、第三者情報の取り扱い。あるいは公開決定に係る判断。写しの印刷点検を行います。議員の質問で時間は？とございますが、情報公開に対する日常の労働時間を記録したものはございませんので、時間で表すとまた困難でありますので、私は各課から聞き取ったものですが、簡易な案件につきましては、2、3時間程度で完了するものもでございます。

このほか情報公開請求の内容が大量にあるものは、平均で2日から5日を要することもあります。時間がかかるものは1週間を要した案件もありました。情報公開、決定の期限がございますので、この業務を優先して行うことが大変多いと感じております。時間外労働で対応することも頻繁にあり、過去に時間外手当を超過補正させていただいたこともあります。以上です。

森田昭夫議員： ありがとうございます。

予想通り、多くの職員が通常の業務以外にこれだけの時間を、このことに費やしてしているということは、少なくとも町民へのサービスに大きく影響していると思います。

働き方改革で残業時間を少なくするといった国の方針で、あらゆる業種の方々が、今、働き方や仕事の見直しを目指していますが、このような異常な事態がこの町役場で起きていることは、非常に遺憾に思います。

このような請求をしている方は、先ほども町長から話がありました条例に定めてある町民の権利だと言われるかもしれませんが、権利ばかりを振り回して、結果、間接的にはあっても、町民の皆様に迷惑をかけていることはご存知なのではないでしょうか。

一部の人の政争や、思いこみが必要最小限で勤務をしている小規模町役場職員の通常業務に、支障をきたし、勤務時間に大きく影響をさせ、結果、町民サービスにも影響させるようなことは、私は見過ごすわけには参りません。

このような異常な事態を招いている役場の現状は12チャンネルで公表、公開できないかをお伺いします。

総務課長： 情報公開請求に係るに関する実施状況の公開ですが、先ほど申し上げた通り、今の段階では条例第21条と規則8条に規定されて件数の報告となっておりますので、内容ですとか、どのような広報の仕方、公表の仕方を含めまして、今後検討させていただき予定でございます。以上です。

森田昭夫議員： ありがとうございました。
先ほども申し上げましたが、町長が認めれば公表公開できるわけです。
早急に前向きに検討して今どのような状態が役場内に起きているか町民の皆様に、知っていただけるようにしていただきたいと思えます。